

**横浜市再エネ・省エネに関する報告制度等
に関するQ&A**

令和8年7月8日時点

No	質問	回答
1	報告対象事業者に送られてきた報告様式リストは、どのように抽出したものか？	令和8年度に送付したリストは、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに確認済証を発行した横浜市内の物件を抽出したものです。
2	報告様式リスト内に「設計の委託を令和7年4月1日以降に行った計画」が含まれている場合はどうすればよいか？	説明制度の対象は、当該建築物の設計委託を令和7年4月1日以降に行った計画となります。そのためリスト中で、令和7年3月31日以前に設計委託をおこなった計画は報告対象外です。その場合は、報告様式中の「説明実施の有無」欄で、「無(説明制度対象外)」をプルダウンで選択してください。
3	リスト中に、計画変更前と変更後の確認済証番号が含まれている場合、報告書上どのように取り扱えばよいか？	「変更後の確認済証番号」の行のみ記載いただき、当初確認番号分は空欄でご提出ください。(行削除はしないでください。)
4	リスト中に、確認済証を取得後、工事取り止め届を提出していて、次年度に再度確認済証を取得している物件がある場合は、来年度の報告対象ということでよいか？	貴見のとおりです。 設計業務の進捗等により、横浜省市省エネ・再エネ説明制度にて建築主に説明を実施した翌年度に報告ができない場合は、報告様式に物件情報、報告不可能な理由及び建築主への説明内容をご記載ください。
5	集合住宅の場合、再エネ設備の規模の記載方法は、住棟ごとでよいか？	貴見のとおりです。
6	集合住宅で、一次エネルギー消費量等級が5の住戸と6の住戸が混在している場合、報告様式中「一次エネルギー消費量の等級6 (BEI値0.80以下) 相当への適否」は、どのように回答すればよいか？	一戸でも等級5の住戸が含まれる場合は、「×」をプルダウンで選択してください。
7	集合住宅で、住棟全体での一次エネルギー消費量を計算しておらず、住戸ごとの計算のみ行っている場合、報告様式中「一次エネルギー消費量(BEI値)」は、どのように回答すればよいか？	省エネ適合性判定の対象外となっている住宅等で、住棟全体の計算を行っていない場合は、「未計算」をプルダウンで選択してください。 (例：新3号建築物、仕様基準を用いて設計された集合住宅、住戸のすべてが設計性能評価書を取得している集合住宅、住戸のすべてが長期優良住宅認定書を取得している集合住宅等)
8	施主が説明を希望しなかった場合、「説明実施の有無」以外の欄は記載しないでよいか？	「説明時点の省エネ性能と再エネ設備の規模」欄は空欄でご提出ください。「最終的(※2)な省エネ性能と再エネ設備の規模」の部分に関しては可能な限り記載に御協力ください。その場合、「説明時からの変更」「省エネ・再エネ性能の変更理由」欄は空欄でご提出ください。
9	「一次エネルギー消費量(BEI値)」の欄に記載する内容について、例えばエアコン未定の状態で「設置なし」として省エネ適判を通過している場合は、機種決定後に再計算した数値(完了検査の申請時点で、建築確認検査機関へ提出している数値)で回答するということがよいか？	貴見のとおりです。